

博士論文について考える

岡本 祥一

予科5-7

航空16-4

通信

(川口市)



STAP 細胞で世界的な物議を醸した理化学研究所小保方氏について、早稲田大学は同氏が提出した博士論文に疑義があり、1年間の猶予を付けて再提出せよと発表した。このような処置が許されるのか、強い疑問を抱いた。

小生は博士論文を提出した折に、主査の教授から次のように厳しく指導を受けた。

「博士論文は公文書である。提出された博士論文は提出した大学の書庫に永久保存され、公開される。公文書であるから一切加筆、訂正は許されない。従って鉛筆の使用はもっての外である。一字、一句たりともおろそかにしてはならぬ。」

従って主査教授の論文原稿査読は厳重であった。

小生の論文は3編、14章、A4版約300頁であった。序論から始まり、1章を書きあげると同時に原稿を教授宅に持参、教授は小生の目の前で一字、一句に目を通し、質問する。このような審査はほぼ月に1回、約1年半かけて教授宅へ通った。主査教授¹⁾による査読を終えた論文は、仮製本し副査の教授4名に持参、審査をお願いした。副査による審査期間は約1年。そして大学から呼び出しがかり、学位論文の審査発表会が公開で行われた。発表会終了後、主査、副査各教授の意見が交わされ、合否の決定が下された。

以上は課程博士ではなく、大学外部から大

学に学位を申請する論文博士の場合で、特に厳しかったかもしれない。しかし課程博士の場合でも博士論文の基本的考え方は変わらないのではないか。

法律を調べた。博士の学位については、学校教育法では次のよう述べられている。

「大学院の課程を修了した者に対し、修士または博士（通称 課程博士）の学位を授与する。また博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる（通称、論文博士。）」（要約）

つまり、学位の授与は大学院の自主的な判断にまかされているのである。法律的には、早稲田大学の処置は違法ではない。

博士論文の **Key Point** は、「**Something New**」である。研究結果に基づいて新しい観点を見出し、正確に記述する。真実の追求が求められる。いい加減な研究結果、あるいは嘘を含む研究結果から導かれた論文は博士論文としての価値はない。

一度提出した論文を取り下げ、1年間の猶予期間で真実の追求が可能か。論文の質が確保されるのか。

一旦授与した博士の学位について、論文の欠点を指摘されて再提出、未だ寡聞にしてその例を知らない。学位の授与を取り消すのが筋ではないか。

以上小生の偽らざる感想である。

1) 付言；主査教授は謝礼を一切受け付けなかった。一度、メロンを持参したが、逆に厳しく叱責された経験がある。